

「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
付則 (新設)	付則 <u>5. この規則は、IPアドレス等料金体系一部改定に伴い、2012年12月10日に改正され、2013年4月1日より実施する。</u>
別紙 3. IPアドレス維持料 (2013年度まで) (以下略)	別紙 3. <削除>
別紙 4. <u>IPアドレス維持料 (2014年度以降)</u> (以下略)	別紙 4. <u>IPアドレス維持料</u> (以下略)
別紙 5. IPアドレス維持料の支払方法 当センターは前記別紙3または別紙4にて算出したIPアドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。	別紙 5. IPアドレス維持料の支払方法 当センターは前記別紙4にて算出したIPアドレス維持料を被割り当て者に対して請求するものとし、被割り当て者は請求書が到着した月の翌月末日までに当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。